

奥州市立病院・診療所改革プラン運営評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 奥州市立病院・診療所改革プラン(以下「改革プラン」という。)の実施状況を点検及び評価するため、奥州市立病院・診療所改革プラン運営評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 評価委員会は、改革プランの点検及び評価に関する事項を所掌する。

(構成)

第3条 評価委員会は、医療政策、地域医療及び医療経営に関する有識者をもって組織し、病院事業管理者が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 評価委員会に委員長を1人置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第6条 評価委員会は、病院事業管理者が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、医療局経営管理部経営管理課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

平成28年11月24日から施行する。

■運営評価委員

役職名	役職	氏名
岩手医科大学医学部 内科学講座 糖尿病・代謝内科分野	教授	石垣 泰
一般社団法人奥州医師会	会長	関谷 敏彦
岩手県奥州保健所	所長	杉江 琢美